

北九州市子ども・子育て会議「認定こども園・確認部会」について

1 設置の趣旨

子ども・子育て支援新制度（H27年4月～）において、認定こども園の認可・認定の権限が、県から市に移管された。

認可・認定等に係る事項を調査審議等するため、また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定等について迅速に対応するため、北九州市子ども・子育て会議に「認定こども園・確認部会」を設置する。

2 設置の根拠

(1) 幼保連携型認定こども園に関する事項

- ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律
- イ 北九州市子ども・子育て会議条例

(2) 幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園に関する事項

- ア 北九州市認定こども園の認可等の申請等に関する要綱

3 調査審議・意見聴取事項

- (1) 認定こども園の「設置等の認可・認定」、「事業停止又は施設閉鎖の命令（幼保連携型認定こども園のみ）」及び「認可・認定の取消し」
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定乳児等通園支援事業の「利用定員の設定」
- (3) (2) を踏まえた「保育提供体制の確保のための実施計画」及び施設の整備計画

4 認定こども園・確認部会委員

- ・子ども・子育て会議の委員・専門委員から指名する。
- ・部会長は、部会の委員の互選により定める。

氏名	所属・役職	子ども・子育て会議
阿南 寿美子	西南女学院大学短期大学部 保育科教授	委員
鷹取 和教	北九州市保育所連盟 副会長	委員
高原 恵子	北九州市私立幼稚園連盟 会長	委員
寺本 普見子	東筑紫短期大学保育学科長	専門委員
宮野 ゆきみ	株式会社タカギ総務人事部人事課主査	委員

(五十音順、敬称略)

5 議決

認定こども園・確認部会の所掌する事項の議決は、認定こども園・確認部会の議決をもって、子ども・子育て会議の議決とする。

(参考) 認定こども園・確認部会関係法令抜粋

根拠法令

◇就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）

（都道府県における合議制の機関）

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

※同法第 13 条第 1 項の規定により、「都道府県」を「指定都市」と読み替える。

調査審議事項

（設置等の認可）

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 略

3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

4～7 略

（事業停止命令）

第21条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

(1) 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。

(2) 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。

(3) 正当な理由がないのに、6月以上休止したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

（認可の取消し）

第22条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第17条第1項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。